

～死者情報の取り扱いについて～

1. 意見照会の経緯

遺族等からの開示請求が行われるケースが増えてきていますが、伊賀市では死者情報の取り扱いについて条例等では規定していません。

このため、開示の手続きがスムーズに進まない事案が発生しているため意見を求めるに至りました。

2. 検討事項

- 1) 伊賀市では三重県の個人情報保護条例を準用して、死者情報は保護すべきものとして扱っているがこのままの運用としてよいか。
- 2) もし、このまま死者情報は保護すべきものとして取り扱うとするならば、従来どおり三重県の個人情報保護条例を準用し手続きをすうのか、伊賀市個人情報保護条例を改正するほうがよいか。

○国＝死者の情報は個人情報としては扱わない

個人情報保護法（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

○三重県＝死者についても個人情報の保護が必要

三重県個人情報保護条例（抜粋）

（保有個人情報の開示義務）

第 16 条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報が次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
(9) 遺族等による開示請求がなされた場合において、当該開示請求に係る死者の保有個人情報を開示しないことが社会通念上相当であると認められる情報

※「開示しないことが社会通念上相当であると認められる情報」とは、生前に死者が遺族等にも知られたくないとの明確な意思を示していた情報をはじめ、開示しないことが客観的に見て合理的であると認められる情報をいう。

○伊賀市＝死者についても個人情報の保護が必要

特に規定していない（三重県個人情報保護条例を準用）

※個人情報保護条例で規定する個人情報の定義では「生存している人」ということで

限定していない

3. 手続について

三重県 ※伊賀市も準用（規定無し）

代理人（遺族等＝配偶者、2親等以内の血族、相続人）による請求

- ・遺族本人であることを示す書類
＝運転免許証、パスポートなど
- ・保有個人情報の本人が死者であること、死者と請求者の続柄が確認できる書類（戸籍謄本など）

三重県 個人情報保護条例（抜粋）

（開示請求権）

第14条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、実施機関が別に定めるところにより、代理人によってすることができる。

3 死者の保有個人情報については、次に掲げる者（以下「遺族等」という。）に限り、実施機関に対し、開示を請求することができる。ただし、第2号に掲げる者にあつては、被相続人である死者から相続により取得した権利義務に関する保有個人情報に限り、開示を請求することができるものとする。

(1) 当該死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）及び二親等内の血族

(2) 前号に掲げる者のほか、相続人

（開示請求の手続）

第15条 前条第1項から第3項までの規定による請求（以下「開示請求」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(3) 遺族等による開示請求の場合にあっては、当該死者の氏名及び死亡時の住所

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人、その代理人又はその**遺族等であることを証明するために必要な書類**で実施機関が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第 16 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報が次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(9) 遺族等による開示請求がなされた場合において、当該開示請求に係る死者の保有個人情報を開示しないことが社会通念上相当であると認められる情報